

SuMPO環境ラベルプログラム

宣言の登録公開および マーク使用に関する規程 (総則、手順)

文書管理番号：JR-10-06

一般社団法人サステナブル経営推進機構

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
06	2023年12月15日	-	プログラムURL訂正。
05	2022年4月1日	-	プログラム名変更。
04	2020年12月24日	5, 6	最短公開期間を追加、登録公開事業者以外におけるマーク使用について追記。
03	2019年10月1日	-	運営者およびプログラム名変更。
02	2019年4月22日	11-13	必須開示内容について修正。
01	2018年3月20日	-	制定。エコリーフプログラムとCFPプログラムの統合に

			伴い新規作成。
--	--	--	---------

目次

第1項 総則	4
1.1 宣言の登録公開とマーク使用の許諾要件	4
1.2 宣言の登録公開およびマーク使用手順	4
1.3 マーク表示の方法	4
1.4 宣言に関する問合せ対応	4
1.5 宣言の登録公開およびマーク使用の有効期限と更新	4
1.6 宣言の変更	4
1.7 宣言の登録公開の取下げ	4
1.8 機構による宣言の変更要求	5
1.9 登録公開の取消し等	5
1.10 異議申し立て	5
1.11 取消し後の処置	5
第2項 宣言の登録公開手順	6
2.1 宣言の登録公開およびマーク使用の手順	6
2.2 宣言の登録公開およびマーク使用の有効期限と更新	6
2.3 宣言の変更申請	6
2.4 宣言の登録公開の取下げ	7
附属書 マーク表示の方法	8
1. マーク使用について	8
2. エコリーフマーク表示	8
3. CFP マーク等表示	12
4. 表示文例	17

本規程は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「機構」という。）が運営管理する「SuMPO環境ラベルプログラム」（以下「本プログラム」という。）における、宣言の登録公開、並びにエコリーフマークおよびCFPマーク（以下「本マーク」という。）の使用について定めるものである。

なお、宣言とは、PCRおよび算定結果に基づいて開示される本プログラムウェブサイト掲載の情報である。事業者が宣言によるコミュニケーションを行う場合、エコリーフマーク（登録商標第4646115号）およびCFPマーク（登録商標第5513064号）の使用を伴うことを基本とする。

第1項 総則

1.1 宣言の登録公開とマーク使用の許諾要件

本プログラムに定める検証で合格と判定された事業者は、本規程に従い、宣言の登録公開手続きを行わなければならない。前記手続きによって、宣言が本プログラムウェブサイトに公開される。

マークを使用する際には、マーク使用にあたっての不正使用防止等の取り決めに同意しなければならない。本手続きによって、マークの使用が可能となる。

使用許可を受けたマークデータの譲渡や他者への再利用許諾は認められない。

なお、宣言の登録公開手続きは製品ごとに行い、マーク使用にあたっての同意は初回マーク使用時に事業者単位で行うものとする。

1.2 宣言の登録公開およびマーク使用手順

宣言の登録公開およびマーク使用手順は、本規程第2項「宣言の登録公開手順」に定める。

1.3 マーク表示の方法

マーク表示の方法等は、本規程附属書「マーク表示の方法」に定める。

1.4 宣言に関する問合せ対応

宣言に関する一切の問い合わせへの対応は、原則、事業者において行うものとする。

1.5 宣言の登録公開およびマーク使用の有効期限と更新

宣言の登録公開およびマーク使用の有効期限は原則初期登録から該当年末まで（12月末まで最長1年）とし、延長する場合は1年ごとに更新するものとする。

1.6 宣言の変更

登録公開事業者は、宣言に変更の必要性が生じた場合は、有効期限に関わらず、変更案を作成し、理由とともに機構に申請しなければならない。

変更後の宣言の登録公開有効期間は、変更前の期間と同じとする。

1.7 宣言の登録公開の取下げ

宣言の登録公開の取下げを希望する登録公開事業者は、理由とともに機構に申請する。取下げ

は更新時期に関わらず可能であるが、宣言の最短公開期間（料金算定対象期間）は3か月とする。

1.8 機構による宣言の変更要求

機構が宣言の変更が必要であると判断したときは、その旨を提言し、登録公開事業者に対し宣言の変更を求めることができる。

宣言が変更されたときは、本プログラムウェブサイト等を通じて公開されるものとする。

1.9 登録公開の取消し等

機構は、次のいずれかの事由により宣言の登録公開とマークの使用許諾を取消すことができる。

- (1) 申請者から登録公開の取下げの申し出があった場合。
- (2) 宣言内容に本プログラムの趣旨に適さない事実があることが判明した場合。
例：(i) 関連規程との不整合
(ii) 「算定・宣言に関する要求事項」および「マーク表示の方法」等に著しく違反
(iii) 紛らわしい表現や表示により読み手の誤解を生じさせる可能性が有る場合
(iv) 許諾対象外の製品に使用した場合
- (3) 登録公開料等が未払いで、且つ、再請求後も3か月以上支払われない場合。

上記の違反内容や対応が著しく不適な場合は、機構は、現状確認のための現場視察や、違反者名の公開を行うことができる。

1.10 異議申し立て

1.8項、1.9項による宣言の変更要求および登録公開の取消し通告に対する異議申し立ては、本プログラムで定める「異議・苦情・紛争処理規程」に従うものとする。

1.11 取消し後の処置

1.9項により宣言の登録公開を取消された登録公開事業者は、取消し確定以降、当該宣言およびマークを用いてはならない。

当該事業者は、取消されたマークの回収等の適切な措置を講じなければならない。また、取消し後もマークを使用し続けていると認められる場合は、登録料を請求するものとする。

第2項 宣言の登録公開手順

2.1 宣言の登録公開およびマーク使用の手順

2.1-1 登録公開事業者における宣言の登録公開およびマーク使用の手順

- ① 宣言の登録公開を行う事業者は、登録公開料算定に関する情報、検証合格日および公開希望日を含む登録公開申請書を機構に提出する。
- ② 登録公開申請は、検証番号通知を受けた後3か月以内に行わなければならない。
- ③ 登録公開希望日は、登録公開申請書提出日の3営業日以降（システム認証における登録公開の場合は5営業日以降）の日付とする。
- ④ 機構は、申請内容を確認し、登録された宣言を機構が管理する本プログラムウェブサイト公開する。
- ⑤ 登録公開事業者は、機構に対しマーク使用申請を行っていない場合は、マーク使用申請書に基づきマーク使用の申請を行う。
- ⑥ 機構は、マーク使用申請書を確認後、事業者にマークデータを送付する。
- ⑦ 登録公開事業者は、マーク表示にあたっては本規程附属書「マーク表示の方法」に従う。

2.1-2 登録公開事業者以外におけるマーク使用の手順

- ① 登録公開事業者以外でマーク使用を希望する者は、マーク使用申請書によりマーク使用の申請を行う。登録公開事業者以外の使用は以下が想定される。
 - A) 本プログラムもしくは宣言・マーク自体について説明・言及する場合
 - B) 取引先・販売者等が宣言製品について説明・言及する場合

2.2 宣言の登録公開およびマーク使用の有効期限と更新

- ① 登録公開事業者の登録公開およびマーク使用の有効期限は初期登録から原則該当年末まで（12月末まで最長1年）とし、延長する場合は1年ごとに更新を行う。
- ② 登録公開事業者は、機構の案内に基づき登録公開更新申請書を提出し、更新手続きを行う。
- ③ マークの使用期限、および更新による延長は、宣言の登録公開と同様とする。
- ④ 登録公開の延長は、検証の有効期限内に限り、更新が行われない場合は当該宣言にかかる検証は失効となる。

2.3 宣言の変更申請

- ① 宣言の変更を希望する事業者は、変更案を作成し、理由とともに機構に申請する。
- ② 機構は申請内容を確認し、再検証等の必要な手続きを行い、変更を行う。変更の種類には以下がある。
 - (1) 再検証が不要な変更
 - A) データについての変更がない変更（社名変更等）
 - B) 明らかなミス訂正による変更（データの算出根拠や手順を再確認する必要が無いもの）

(2) 再検証が必要な変更

データに関わる変更のうち、再検証を伴う宣言の変更

(軽微な変更／複数項目の変更／大部分の変更)

- ③ 内容を変更した宣言の登録番号は、変更前の番号に英字 1 字をハイフンで結んだものとする。
- ④ 機構は、「変更日、変更内容」を含む変更後の宣言を公開する。

2.4 宣言の登録公開の取下げ

- ① 宣言の登録公開の取下げを希望する登録公開事業者は、理由とともに事務局に申請を行い、事務局は必要な手続きを行う。

附属書 マーク表示の方法

1. マーク使用について

エコリーフマーク（登録商標第 4646115 号）および CFP マーク（登録商標第 5513064 号）は商標として登録されており、使用するためには機構の許可が必要である。未許可の使用は商標及び著作権の侵害する行為として禁止される。本マークの使用においては、申請書の提出による事前の許可を得た上で本附属書に従い表示すること。

宣言の登録公開を行う事業者は、マーク使用手続きを行う事で、本マークを商品や包装、製品説明パンフレット、ウェブサイト、POP 等において表示することができる。方法は焼印、タグ、シール、刻印、名刺等印刷物を含む。

本マークを縮小する場合には文字の判読性に配慮すること。

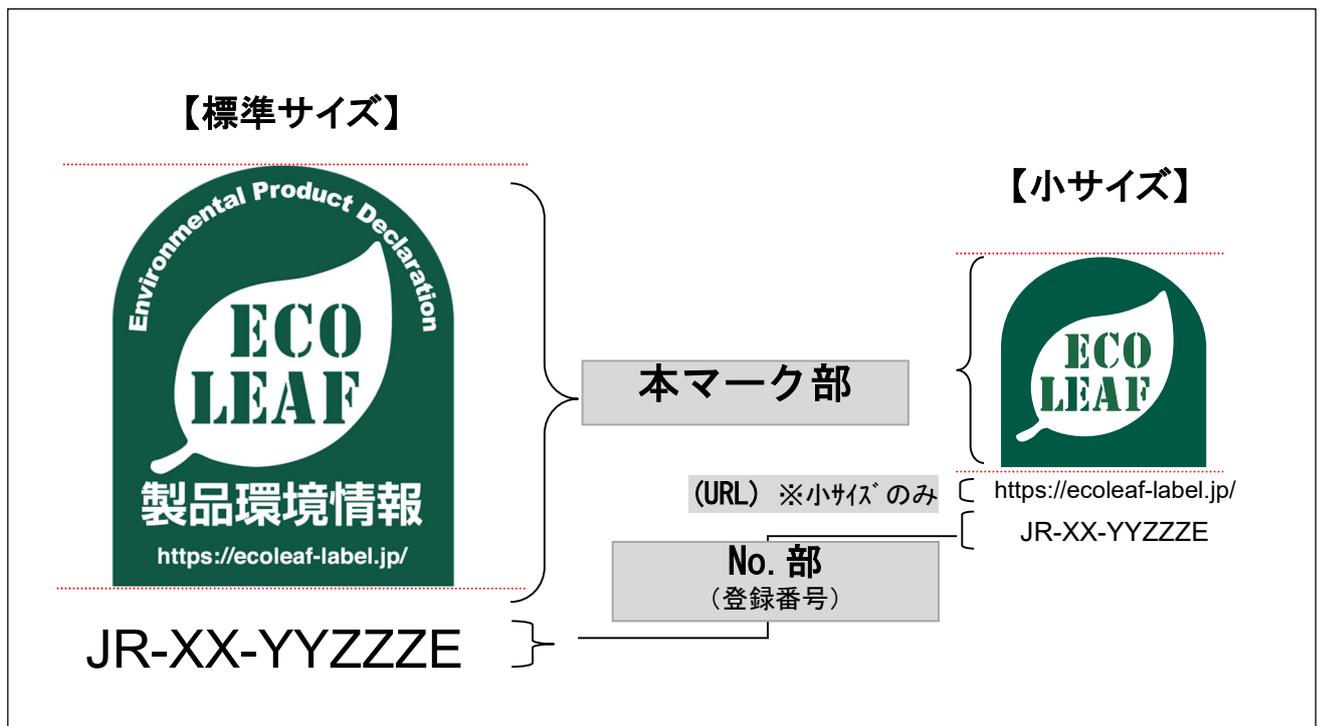
2. エコリーフマーク表示

2.1 マークの構成と仕様

(1) マークの基本構成

エコリーフのマークは、①本マーク部 と ②No.部を基本構成要素とする。

エコリーフマークには標準サイズと小サイズがある。



(2) 小サイズの使用について

エコリーフマークの小サイズの使用については以下のような場合が考えられる。

- ・印刷品位等の問題により同マーク内の URL およびエコリーフ宣言登録番号またはシステム認証番号が判読不可と判断した場合
- ・海外での使用が想定される場合

ただし、小サイズマーク近傍に、本プログラム URL および登録番号を付記し、宣言が特定で

きる記載とすること。



【小サイズマーク 表示例】

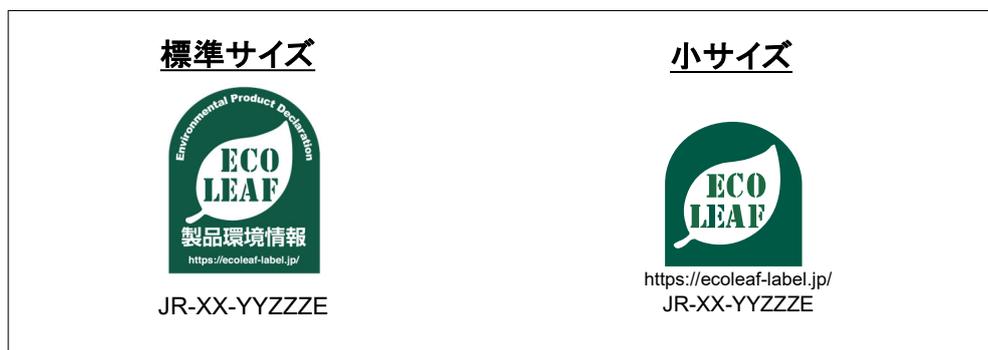
2.2 使用条件

- (1) エコリーフもしくは本プログラム自体について説明・言及する場合
(使用者について限定は無い)

取得済みの登録番号はつけずに、同マークのみを表示することが可能である。

- (2) 製品の宣言について表示する場合

表示例を以下に示す。一社で複数製品を登録公開している場合は同マークの近傍に列記することが可能である。



※複数製品についての表示例 (マーク近傍であれば登録番号の記載場所は自由)



- (3) システム認証の取得についてのマーク表示例

(使用者はシステム認証登録中の事業者のみ)

同マークの下にシステム認証登録番号を付記することとする。また、一社で複数のシステムを取得している場合は同マークの近傍に列記することが可能。



※複数のシステム認定についての表示例 (マーク近傍であれば番号の記載場所は自由)



2.3 表示仕様

① 標準 (指定) 色

緑地 (指定色は DIC 389)に文字白抜きを標準色として推奨する。

標準色(DIC 389)の色指定は下記の通り。

(DIC カラーガイド情報検索 <https://www.dic-graphics.co.jp/color/search/> より抜粋)

- ・ 4色網点で指定する場合 : C98%, M62%, Y95%, K0%
- ・ RGB で指定する場合 : R 0, G 89, B 69
- ・ HTML で指定する場合 : [#005945]

※ 標準色以外の色を使用する際は機構までご相談ください。

②登録 No.用フォント

- ・ No.については、Arial を使用する。
(但し文字列の全幅がマークより広がってしまう場合は Arial narrow でも可)
- ・ システム登録番号の場合は、“システム認証”の表記のみゴシック系のフォント、No.は Arial を使用する。

2.3 エコリーフ参考資料

(1) 名称「エコリーフ」の由来

エコリーフ（EcoLeaf）は以下のコンセプトから名づけられました。

1. 製品の環境データを示す「ページ」

タイプⅠおよびⅡ型ラベルと異なり、エコリーフをはじめとするタイプⅢ型ラベルは多岐にわたる定量的データを掲載するために複数ページ構成となります。そこで「環境」を示す「エコ（“Eco-”）」と、「ページ」および「葉」の両方の意味を持つ「リーフ（“Leaf”）」を組み合わせて一語としました。

2. グリーン市場「成長」のシンボル

タイプⅢ型ラベルは、製品の環境配慮製品の實力を如実に示すものとしてグリーン調達/購入市場発展への貢献が期待されており「リーフ」には成長する若「葉」のイメージをも込めています。

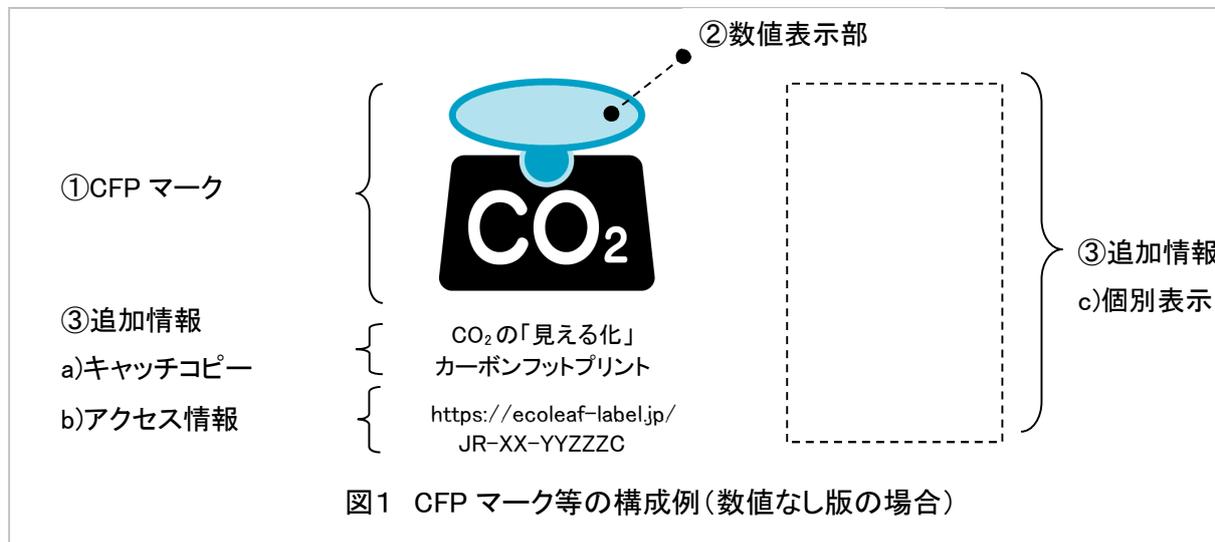
3. 英語圏でもそのまま意味が通じる名前

日本語圏だけではなく英語圏でもそのまま上記2点の意図を理解していただける単語として「エコ（“Eco-”）」と「リーフ（“Leaf”）」を用いました。

3. CFP マーク等表示

3.1 CFP マーク等

本文書では、①～③を合わせて「CFP マーク等」と称する。CFP マーク等の表示の際の構成例を図1に示す。



① CFP マーク

図1 ①に示す意匠のマークを指す。CFP マークには算定結果を表示しない数値なし版と、数値表示部に計算結果を表示する数値あり版がある。

数値なし版は CFP もしくは本プログラム自体について説明・言及する場合、CFP 宣言の登録公開製品、システム認証取得について表示する場合のいずれでも使用可能である。

数値あり版については、特定の CFP 宣言の登録公開製品についてのみ使用可能である。

② 数値表示

本プログラムの検証に合格した CFP 算定結果である。図1 ②に示す、CFP マーク（数値あり版）の「数値表示部」に表示し、CFP マークと組み合わせて使用することが可能である。数値表示を行う場合の要求事項は、3.2 以降に定める。

③ 追加情報

追加情報は、「キャッチコピー」、「アクセス情報」、「個別表示」、「数値表示の単位」等からなる。

a) キャッチコピー

キャッチコピーは『CO₂の「見える化」カーボンフットプリント』、削減率表示の場合は『CO₂を削減 カーボンフットプリント』とする。CFP マーク表示の際に表示することが望ましい。

b) アクセス情報

本プログラムウェブサイトの URL および宣言の登録番号からなる。登録公開事業者のウェブサイト、製品説明パンフレット等に表示しなければならない。また、原則として CFP 宣言の登録公開製品上に、もしくはその説明として CFP マークを表示する際は

マークの近傍に表示すること。

c) 個別表示

宣言に「算定結果に関する追加情報」として記載している検証済みの内容を必須・推奨・表示可能の区分に応じて表示する。

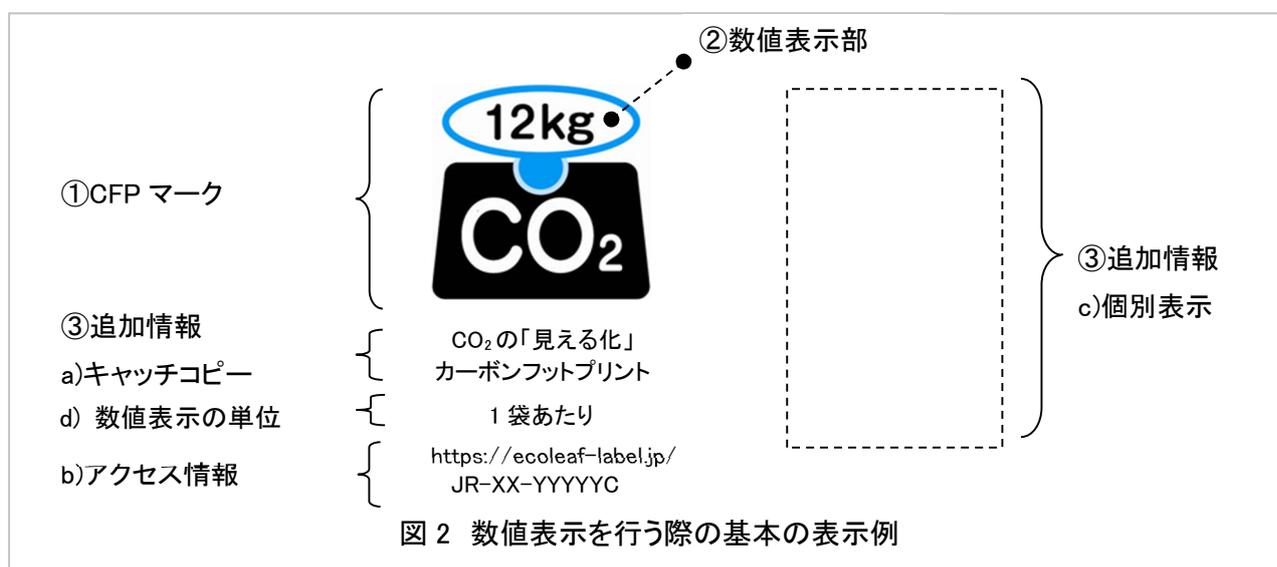
d) 数値表示の単位

CFP 宣言 シート 2 ①CFP 算定結果の「表示単位」（販売単位、内容量や回数等の選択した「単位量」又は「機能」等）を表示する。

3.2 数値表示を行う場合の CFP マーク等の表示

数値表示を行う場合の CFP マーク等の表示方法は以下の通りである。

3.2.1 数値表示を行う際の基本表示



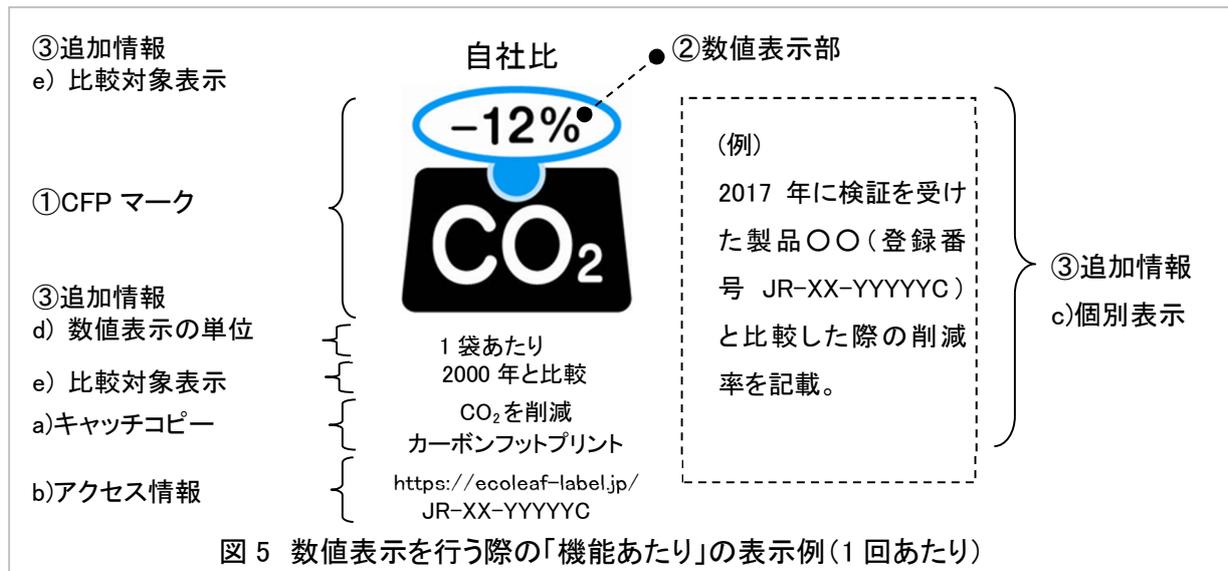
③追加情報

b) アクセス情報を表示しなければならない。

d) 数値表示の単位を記載しなければならない。

c) 個別表示として、算定・宣言規程（2.2.3⑤）もしくは認定 PCR において「算定結果に関する追加情報」として記載することが必須とされている情報について、検証済の内容を表示しなければならない。

3.2.2 削減率表示を行う際の表示



②数値表示として、CO₂相当量の削減率を数値表示部に記載する。

③追加情報

b) アクセス情報を表示しなければならない。

d) 数値表示の単位を記載しなければならない。

c) 個別表示として、算定・宣言規程(2.2.3⑤)もしくは認定PCRにおいて「算定結果に関する追加情報」として記載することが必須とされている情報について、検証済の内容を表示しなければならない。また、比較対象製品を特定する情報(型式など)を可能な限り、追加情報表示部に記載する。(比較対象製品を特定する情報(型式など)は、宣言に必ず記載する。)

e) 比較対象表示として、「自社比」および削減の比較対象製品の検証された年の西暦、同一年に製造された製品相互の比較を行う場合は製造手法等の違い(例：〇〇製造手法と比較)等を記載しなければならない。

3.2.3 中間財において数値表示を行う際の表示



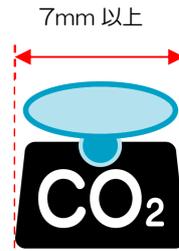
③追加情報

- b) アクセス情報を表示しなければならない。
- d) 数値表示の単位を記載しなければならない。
- c) 個別表示として、算定・宣言規程（2.2.3⑤）もしくは認定 PCR において「算定結果に関する追加情報」として記載することが必須とされている情報について、検証済の内容を表示しなければならない。
- f) 対象ライフサイクル段階として、算定対象のライフサイクル段階を記載しなければならない。

3.3 表示仕様

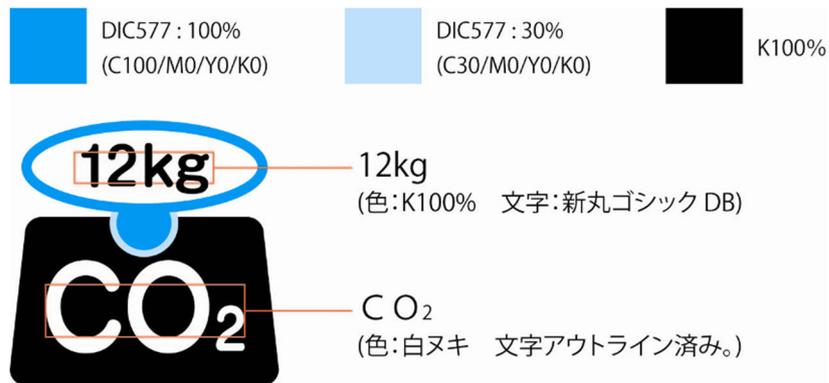
3.3.1 表示サイズ

- ・CFP マークの最小サイズは横幅を 7mm とする。



3.3.2 CFP マークの色

- ① CFP マークの色は以下を標準色とすること。
- ② なお、数値表示部に数値表示を行わず、数値表示部を彩色する場合は単色とする。



注) 新丸ゴシック DB を所有していない場合には、「HG 丸ゴシック M-PRO」又は「MSP ゴシック」を使用すること。

- ③ 単色を使用する場合は、以下の 4 色を使用すること。ただし、印刷上の制約から、この 4 色による表示ができない場合には、この限りではない。
 なお、単色の場合には、色を反転して表示することもできる。

白黒単色 : K100% K60% K30%	青 : DIC2585 (C85/M20/Y5/K0) DIC2585 : 60% (C51/M12/Y3/K0) DIC2585 : 30% (C25.5/M6/Y1.5/K0)
緑 : DIC2554 (C80/M14/Y100/K0) DIC2554 : 60% (C48/M8.4/Y60/K0) DIC2554 : 30% (C24/M4.2/Y30/K0)	茶 : DIC347 (C78/M80/Y100/K10) DIC347 : 60% (C46.8/M48/Y60/K6) DIC347 : 30% (C23.4/M24/Y30/K3)

4. 表示文例

1. プログラムの紹介文例

一般用



SuMPO 環境ラベルプログラムは一般社団法人サステナブル経営推進機構 (SuMPO)が運営する(タイプⅢ型: エコリーフの場合)環境ラベル制度で、LCA(ライフサイクルアセスメント=製品の資源採取から廃棄・リサイクルされるまでの一生にわたった環境影響評価)によって得られた製品の定量的環境影響データを検証・公開するものです。

2 宣言・マークの紹介文例

一般用



エコリーフ宣言(マーク)/CFP 宣言(マーク)は LCA(ライフサイクルアセスメント)の手法を用いて、原材料調達から生産、流通、使用、廃棄・リサイクルに至るまで、製品のライフサイクルステージ全体における環境負荷が適正な手順でデータ化(定量化)されていることを示すコミュニケーションツールです。

3 宣言の登録公開についての紹介文例①

宣言登録公開中の企業用



JR-XX-YYYYYE

<https://ecoleaf-label.jp/>
JR-XX-YYYYYC

LCA(ライフサイクルアセスメント)の手法を用いて、原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまで、製品のライフサイクルステージ全体における環境影響/CO₂ 排出量を表示するエコリーフ宣言/CFP 宣言を登録公開しました。

宣言の登録・公開についての紹介文例②



JR-XX-YYYYYE

<https://ecoleaf-label.jp/>
JR-XX-YYYYYC

SuMPO 環境ラベルプログラムは一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営する(タイプⅢ型)環境ラベル制度で LCA 手法により得られた製品の定量的な環境データ/CO₂ 排出量を開示するものです。

〇〇(製品名)の環境データは第三者による検証を受けて登録公開しています

4 システム認証取得についての紹介文例①

システム認証取得企業用

システム認証
JSNYY001X

〇〇事業(PCR 名称)において一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営するエコリーフ環境ラベルのシステム認証(JSNYY001)を取得しました。

システム認証取得についての紹介文例②

システム認証
JSNYY001

SuMPO 環境ラベルプログラムは一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営する(タイプⅢ型)環境ラベル制度で、LCA 手法により得られた製品の定量的な環境データ/CO₂ 排出量を開示するものです。

私ども〇〇(社名)の〇〇(事業体名称)は環境データを自社内で検証しエコリーフ宣言/CFP 宣言を登録・公開できるシステム認証(JSNYY001)を取得しました。